

件名	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	
主管課	人事課	
根拠法令等		
【改正の概要】		
職員等の旅費制度について、経済社会情勢の変化に対応するとともに、より旅行の実態・運用に即したものとするため、所要の条例改正を行うもの。		
1 職員の旅費に関する条例		
(1) 旅費の種目及び内容の見直し		
旅費の種目	内容	主な改正内容
鉄道賃	交通費（鉄道）	・鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする ・特急料金に係る距離制限の廃止
船賃	交通費（船舶）	・船舶の利用に必要な費用を支給対象とする
航空賃	交通費（航空機）	・航空機の利用に必要な費用を支給対象とする
その他の交通費	交通費（上記以外）	・上記以外による移動に必要な費用を支給対象とする
宿泊費	宿泊に要する費用	・定額支給から実費支給（上限付き）に変更
包括宿泊費	パック旅行に要する費用	・新設
宿泊手当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費	・夕朝食代を含む諸雑費に充てる旅費として、宿泊を伴う旅行に支給（日当、食卓料を廃止）
転居費	赴任に伴う転居に要する費用	・定額支給から実費支給に変更
着後滞在費	赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用	・実際に宿泊した夜数（上限5夜分）に応じて支給
家族移転費	赴任に伴う家族の移転に要する費用	・支給対象の扶養要件を改め、同居家族について支給
旅行雑費	旅行に要する雑費	・国内及び国外の旅行を対象とし、旅行に必要な諸経費について支給
船員食卓料	船員の乗船中の食料支給に係る費用	・日額旅費を廃止し、船員食卓料として規定
死亡手当	職員の外国における死亡に伴う諸雑費	
(2) 旅費の種目ごとの支給上限額等を見直し（詳細は規則で規定）		
(3) 旅費の返納及び給与等からの控除規定を新設 等		
2 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例		
・国の職員等との均衡を踏まえ、特別職の旅費の設定を見直し		
3 鑑定人、参考人又は証人等として出頭した者の費用弁償に関する条例		
4 公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例		
・職員の旅費に関する条例に準じて見直し		
施行日	令和9年4月1日	
【その他参考事項】		